

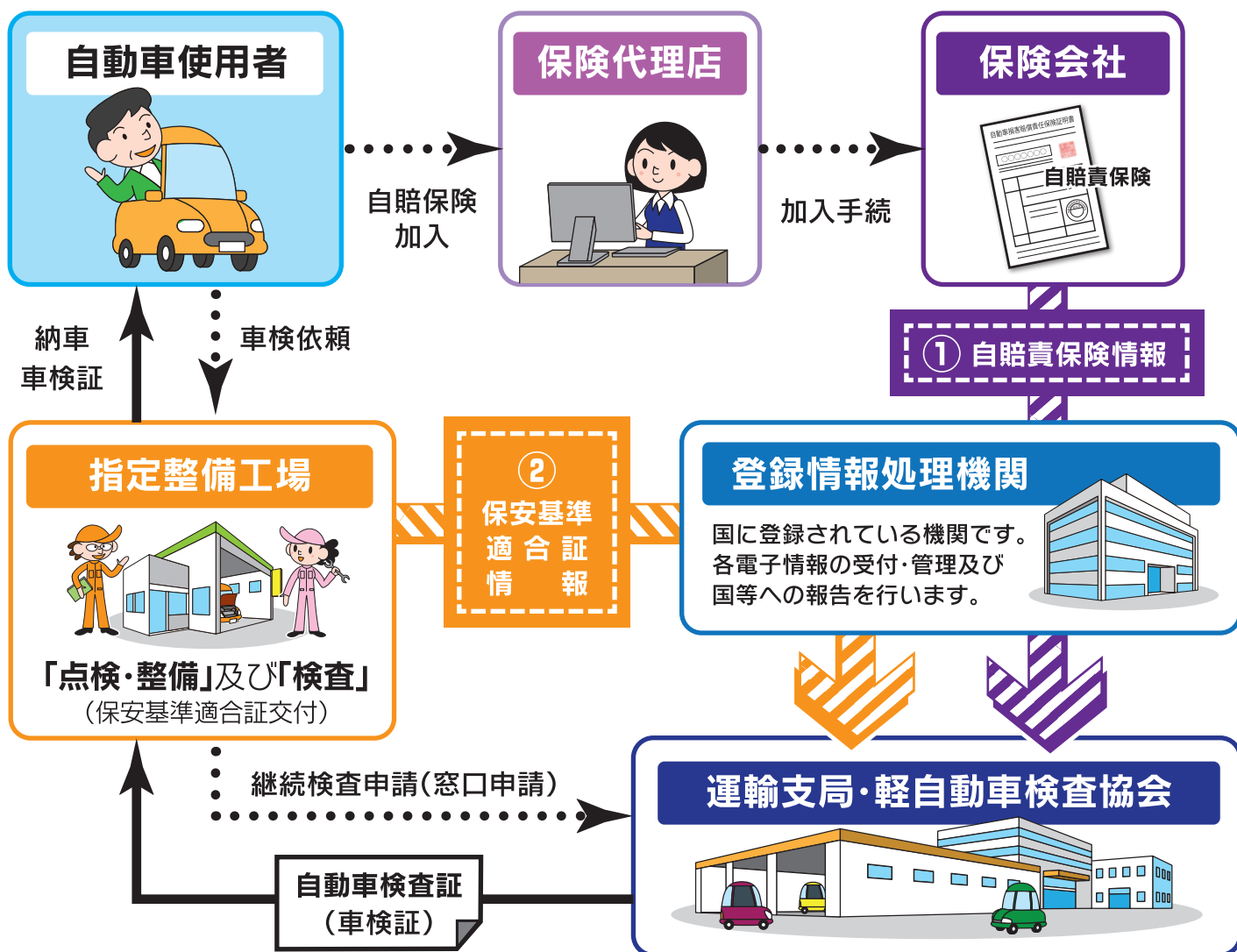
保安基準適合証・自賠責保険情報の電子化について

“情報の電子化”
には
お客様の同意が
必要です！

国では、事務の効率化を図るため、各種手続きの電子化を進めており、自動車の継続検査(車検)において、指定整備工場がお車の保安基準適合性を検査した後に交付する保安基準適合証や自賠責保険情報も電子化の対象となっております。

「保安基準適合証」や「自賠責保険情報」を電子化する場合、**法令によりお客様の同意をいただく**こととなっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※電子化した各情報は、適切に取扱われます。



【同意事項】

(法令の規定:道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条)

- ① 自動車損害賠償責任保険証明書(又は共済証明書)に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。
- ② 保安基準適合証に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

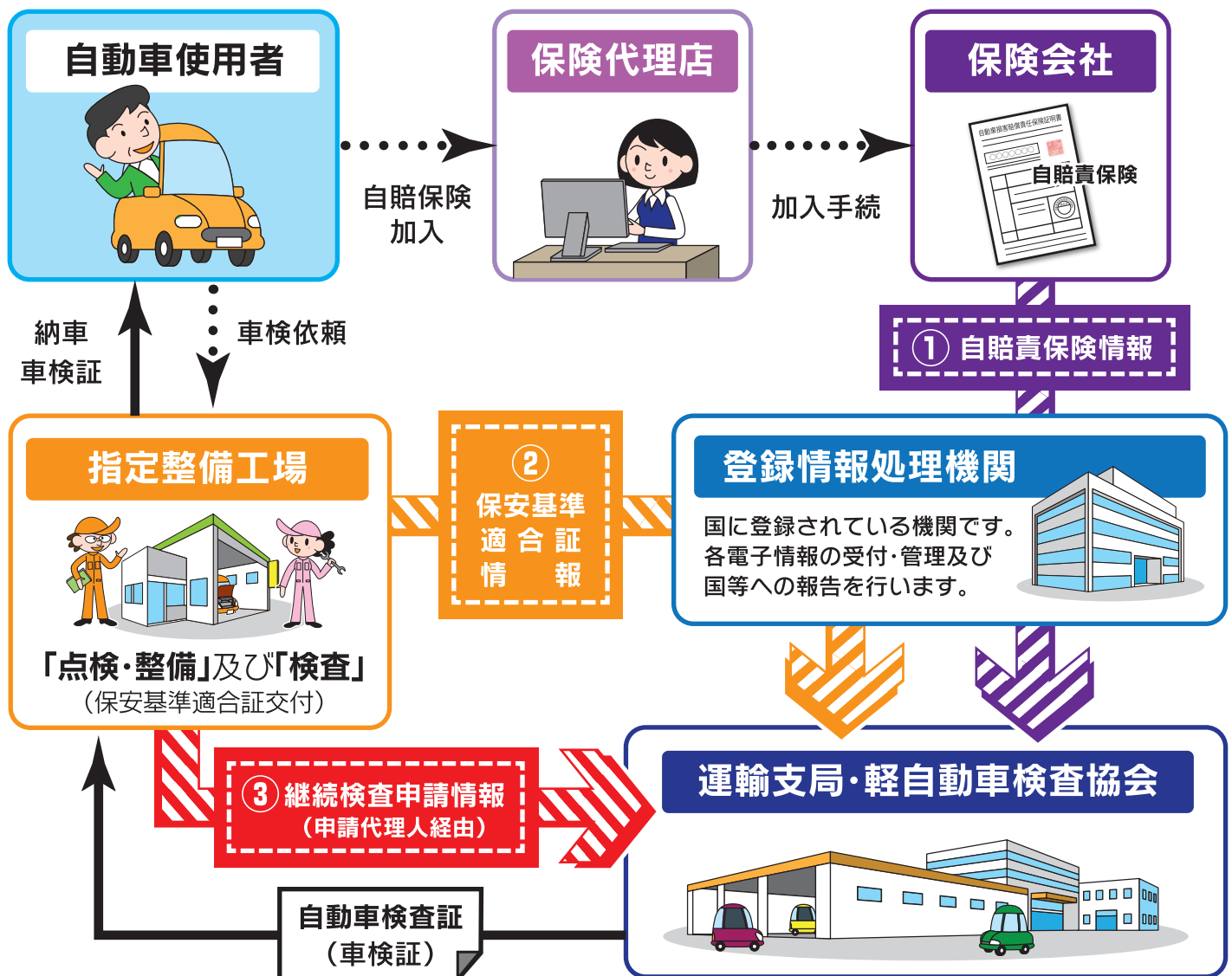
継続検査(車検)申請手続の電子化について

【ワンストップサービス】

“情報の電子化”
には
お客様の同意が
必要です！

国では、事務の効率化を図るため、各種手続きの電子化を進めており、自動車の継続検査(車検)における国等への申請手続も電子化(ワンストップサービス)の対象となっております。

申請手続を電子的に行う場合、法令によりお客様の同意をいただくこととなっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



【同意事項】

(法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条)

- ① 自動車損害賠償責任保険証明書(又は共済証明書)に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。
- ② 保安基準適合証に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。
- ③ 継続検査の申請に必要な情報を、電磁的な方法により申請代理人に提供すること及び申請を委任すること。

公用車(検査手数料免除車両)の 継続検査(車検)申請手続の電子化について

【ワンストップサービス】

公用車
(検査手数料免除車)
の電子申請には
“電子委任状”
が必要です！

公用車(検査手数料免除対象車両)の継続検査(車検)申請を電子的に行う場合、官職証明書もしくは職責証明書による電子署名が付与された電子委任状が必要となり、この電子委任状により、検査手数料免除対象であるかどうかの審査が行われます。

継続検査(車検)申請を電子化している指定整備工場に、検査手数料免除対象車両の継続検査(車検)を依頼する場合は、下記の手順により、事前に「電子委任状」を作成し、依頼先の指定整備工場にご提供いただきますようお願いいたします。

[注意] 軽自動車の公用車(検査手数料免除対象車両)の継続検査(車検)の電子申請は対象外となります。

自動車使用者が行う事項

指定整備工場が行う事項



車両の所有者が検査手数料免除対象かをチェック

※に示すホームページの「公用車申請における条件」の条件2「公用車申請が可能な機関」を確認

検査手数料免除対象の場合は、その旨と対象車両の車台番号を
指定整備工場に連絡



指定整備工場から「受任者情報ファイル」を提供(Eメール等)



受任者情報ファイルを活用して「電子委任状」を作成
指定整備事業者に提供(Eメール等)

※に示すホームページの「公用車申請の委任状の作成」のリンク先より作成

(注) 自動車使用者と所有者が異なり、所有者が検査手数料免除対象の場合は、所有者の「電子委任状」が必要となります。

継続検査OSS申請依頼時に「電子委任状」を国に提出

※「自動車保有関係手続のワンストップサービス」ポータルサイト

<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/>

- ① トップページ上の「手続を開始」をクリック
- ② 「一般の利用者以外の方」の「公用車の申請をされる方」をクリック

